

空き家のリフォームや除却に対して補助金を助成しています

空き家のリフォーム補助金 「空き家利活用促進事業補助金」

＜補助対象住宅＞

- ① 空き家等現地調査表に記載されていること ※ 3年以上「居住」・「利用」がない
- ② 耐震性があるか証明できること

＜補助対象空き家＞



基本補助額 10万円	+	加算補助額 移住加算・・・10万円 ・子ども加算・・・1人につき5万円 ・空家・空き地バンク利用加算・・・5万円	=	最大 30万円
----------------------	---	---	---	-------------------



空き家の解体・撤去補助金 「老朽危険空家除却事業補助金」

空き家利活用促進事業補助金
(町ホームページ)

＜補助対象空き家＞

- ・ 町内の老朽危険空家※であること
- ・ 同一敷地内にあるすべての建築物などであって、1年以上居住・使用していないもの
- ・ 所有権以外の権利が存しないもの

※老朽危険空家とは

- ・ 通学や避難に支障をきたすおそれのあるもの
- ・ 老朽危険度判定表で評点が100以上、もしくは特定空き家など居住その他の使用がされておらず、今後も使用される見込みのない住宅

＜助成金額＞

「補助対象経費」× 1 / 3 (千円未満の端数を切り捨て額) 補助限度額30万円
詳細は、町ホームページをご確認ください。



老朽危険空家除却事業補助金
(町ホームページ)

問 建設課 ☎32-5081

空き家問題解決無料相談の10月開催の案内について

町では、サテライト空き家相談事業として空き家に関する悩みがある人などを対象に個別相談を開催しています。無料相談を希望する人は、建設課までお問い合わせください。

【対 象 者】 町内空き家所有者など

(空き家所有者、今後相続などにより空き家の所有者になりそうな人、現在の住まいが空き家となる心配のある人など)

【日時・場所】 10月16日(木) 13時～16時 笠郷公民館(就業改善センター)にて開催します。

【予 約】 事前予約が必要です。受付期間は9月30日(火)までとなりますので、平日9時から17時までに建設課窓口または電話にて予約してください。

問申 建設課 ☎32-5081

令和7年秋の全国交通安全運動を実施します

1. 運動の期間

9月21日(日)～30日(火)の10日間
※交通死亡事故ゼロを目指す日 9月30日(火)

2. 運動重点

- 歩行者の安全な道路横断方法などの実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用促進
- ながらスマホや飲酒運転などの根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

問 養老警察署 ☎34-0110